

2023年4月28日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の「五類感染症」の位置づけに変更された場合、2020年4月より実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）について、以下のとおりいたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日（月）より「五類感染症」に変更された場合、2023年5月7日（日）をもちまして「みなし入院」を終了いたします。

※契約日に関わらず上記の取扱いとなります。

○2023年5月8日（月）以降の入院給付金等のお支払い範囲

| 診断日 | ケース | | |
|---------------------------------|------------------------------|---------------------|-------------|
| | 入院された場合 （約款上の取扱い） （注1） | 宿泊・自宅療養された場合（特別取扱い） | |
| | | 重症化リスクの 高い方（注2） | 左記以外の方 |
| 2022年9月25日まで | ○ お支払対象 | ○ お支払対象 | ○ お支払対象 |
| 2022年9月26日から（注3） 2023年5月7日まで | ○ お支払対象 | ○ お支払対象 | × お支払対象外 |
| 2023年5月8日以降 | ○ お支払対象 | × お支払対象外 | × お支払対象外 |

なお、2023年5月7日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日（月）以降も入院給付金等をご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款に定める「入院」（注1）をした場合は、2023年5月8日（月）以降も変わらず入院給付金等のお支払対象となります。

（注1）約款においては、「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院給付金等をお支払いする旨定めております。

（注2）「重症化リスクの高い方」とは、2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症の発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

（注3）2022年9月26日（月）の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日（金）プレスリリース「新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について」（<https://www2.tmn-anshin.co.jp/download/957/220909news.pdf>）をご参照ください。

2. 見直しの背景等

2023年1月27日(金)付の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、政府では、『オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づける』こととなっております。

「五類感染症」への位置づけ変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様に、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。こうした点を踏まえ、2023年5月8日(月)以降に診断された場合については、「みなし入院」を終了いたします。

3. 主な対象商品

医療保険(メディカルKit NEO、メディカルKit R、メディカルKitエール、メディカルKitエールR等)および入院を保障する特約(疾病入院特約・入院一時給付金特約・入院一時給付金特約(引受基準緩和型)等)等

4. お問い合わせ先

保険金・給付金等のご請求につきましては、弊社の代理店/取扱者または以下の連絡先までご連絡ください。

| お問い合わせ先 | 受付時間 |
|---|--|
| ■保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「オ」等のカタカナで始まるご契約 0120-536-338 | 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く) |

<ご請求にあたってのお願い>

弊社では「My HER-SYS で取得した画面での療養証明(診断年月日が記載された画面)」を給付金等のご請求時の必要書類としています。2023年3月17日付の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、厚生労働省より、「My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日(日)までに保健所への発生届出・入力がなされている場合に同年9月末まで利用が可能」と示されています。

同年10月以降の利用については未定となっておりますので、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮いただく観点から、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

※本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、弊社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載しております。

以上